

●香川県告示第109号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の所有者は家畜について検査を受けることを次のとおり命ずる。

平成19年3月20日

香川県知事 真 鍋 武 紀

1 実施の目的

結核病の発生予防のため

2 実施する区域

香川県全域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(3) 前二号の牛と同一施設内で飼育している牛

(4) 繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛で、家畜共進会等家畜を集合させる催物に出品しようとする雌牛

(5) 家畜受精卵の採取の用に供する雌牛

4 実施の期日

平成19年4月1日から平成20年3月31日まで

5 検査の方法

ツベルクリン皮内反応法及び臨床検査を実施する。